

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うガス料金・電気料金に関する 特別措置の追加対応について

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、3月25日に新型コロナウイルスの感染拡大に伴うガスならびに電気料金の特別措置について公表しましたが、経済産業省からの要請等を踏まえ、支払猶予期間の延長ならびに対象月の拡大を実施いたします。

つきましては、下記の通り特別措置を実施いたしますので、適用対象の方でご希望される場合は内容をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 適用対象（変更なし）

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、『生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」および「総合支援資金」の特別措置』に基づく貸付を受けた下記のお客さまが、本適用をお申し出いただいた場合に適用いたします。

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

2. 特別措置の内容（太字追加事項）

ガス及び電気料金について、2020年2月（支払期限日が2020年3月25日以降となるもの）同年3月、4月検針分、**5月検針分、6月検針分、7月検針分**のガスおよび電気料金の支払期限※をそれぞれ1か月延長いたします。

実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況を鑑み、別途検討することといたします。

※支払期限：支払い義務発生日の翌日から起算して50日目をいいます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、6月6日）の場合には、その直後の休日でない日となります。

<お問い合わせ>

小田原ガス株式会社
受付・料金チーム
0465-34-6100（平日9:00～17:30）